

ETCマイレージサービス利用規約(新旧対照表) 令和6年1月9日版

旧(令和5年6月1日)	新(令和6年1月9日)
<p>(マイレージ登録の拒絶等)</p> <p>第6条 一～二 (略)</p> <p>三 第19条第1号から第3号まで及び第7号から第12号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(マイレージ登録の拒絶等)</p> <p>第6条 一～二 (略)</p> <p>三 第19条第1号から第3号まで及び第7号から第13号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
	<p>(利用状況等の調査)</p> <p><u>第14条の2 四会社は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用状況を調査することができるものとし、マイレージ登録者に客観的な事実の報告やその証拠の提出を求めることができるものとします。</u></p> <p><u>一 四会社が、マイレージ登録者の利用がこの規約に適合しているか確認する必要があると判断したとき</u></p> <p><u>二 四会社が、マイレージ登録者の利用がこの規約に反した不適切な利用があると判断したとき</u></p> <p><u>三 四会社が、マイレージ登録者の利用がこの規約に反した不適切な利用との疑義があると判断したとき</u></p> <p><u>四 その他四会社がETCマイレージサービスの利用状況の調査のため必要があると認めたとき</u></p>
<p>(利用停止)</p> <p>第15条 四会社は、発行カード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合又は四会社が必要と認める場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定により、ETCマイレージサービスの利用を停止した場合、マイレージ登録者は第7条第3項、第9条、第11条から第13条まで、第16条及び第20条に定めるサービスを受けることができません。(ただし、第20条第5項の場合であって、電話又は所定の書面により届出がされたときを除きます。)</u></p> <p>4 四会社は、第1項の利用停止が解除された場合には、マイレージ登録者に通知することなく、ETCマイレージサービスの利用を再開します。</p>	<p>(利用停止)</p> <p>第15条 四会社は、発行カード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 四会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、当該マイレージ登録者が保有するすべての登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止することができます。</u></p> <p><u>一 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、正当な理由なく調査に応じないとき</u></p> <p><u>二 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、虚偽の回答をしたとき</u></p> <p><u>三 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、その回答が不明瞭で明確な回答が得られないとき</u></p> <p><u>四 その他四会社が必要と認めたとき</u></p> <p><u>4 前3項の規定により、ETCマイレージサービスの利用を停止した場合、マイレージ登録者は第7条第3項、第9条、第11条から第13条まで、第16条及び第20条に定めるサービスを受けることができません。(ただし、第20条第5項の場合であって、電話又は所定の書面により届出がされたときを除きます。)</u></p> <p>5 四会社は、第1項の利用停止が解除された場合には、マイレージ登録者に通知することなく、ETCマイレージサービスの利用を再開します。</p>

<p>5 マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で四会社に申し出てください。この場合、四会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。</p> <p>6 第2項の申出を行う前に第三者が登録カードを不正に使用したことによってマイレージ登録者が被った損害について、四会社は一切責任を負いません。</p>	<p>6 マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で四会社に申し出てください。この場合、四会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。</p> <p>7 第2項の申出を行う前に第三者が登録カードを不正に使用したことによってマイレージ登録者が被った損害及び第3項の規定によってマイレージ登録者が被った損害について、四会社は一切責任を負いません。</p>
<p>(マイレージ登録の抹消等)</p> <p>第19条 一～十一 (略)</p> <p>十二 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと四会社が認めたとき</p>	<p>(マイレージ登録の抹消等)</p> <p>第19条 一～十一 (略)</p> <p>十二 第15条第3項各号により利用停止を受けたにもかかわらず、調査に応じないとき</p> <p>十三 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと四会社が認めたとき</p>
<p>(その他)</p> <p>第34条 2 (略)</p> <p>3 四会社は、ETCマイレージサービスの利用状況を調査するため、マイレージ登録者に連絡することがあります。</p>	<p>(その他)</p> <p>第34条 2 (略)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1.この規約は、令和5年6月1日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1.この規約は、令和6年1月9日から実施します。</p>